

2023年度「G7大阪・堺貿易大臣会合の運営業務一式」に係る企画競争募集要領

令和5年4月24日

経済産業省

通商政策局

G7貿易大臣会合準備室

経済産業省では、2023年度「G7大阪・堺貿易大臣会合の運営業務一式」を実施する請負先を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

経済産業省では、外務省と協力して、令和5年5月19日から21日まで開催されるG7広島サミットに合わせ、G7貿易大臣会合を大阪府で同年10月28日及び29日に開催する予定であり、本業務は、関連する作業部会の運営業務を含め、適切・円滑にその運営を行うためのものです。

2. 事業内容

本業務の内容は、別添「仕様書」5業務内容のとおりとします。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和5年11月30日（木）

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省及び他の省庁等から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。また、過去の公共調達における指名停止措置の対象となるような行為について進行中の調査又は捜査を受けていない者であること（下請負先がある場合、これも同様とする。）。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に下請負させることはできません。）

5. 契約の要件

（1）契約形態：役務請負契約

※受託者、外務省及び経済産業省との連名契約

(2) 採択件数：1件

(3) 予算規模：3.5億円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。

※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

(5) 契約金の支払時期：契約金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

(6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和5年4月24日（月）

締切日：令和5年5月23日（火）18時必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、「11. 問い合わせ先」へ連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和5年4月28日（金）12時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

○説明会日時：令和5年5月8日（月）13時30分

(3) 応募書類

① 以下の書類を（4）により提出してください。

- ・申請書（様式1）
- ・企画提案書（様式2）
- ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより「11. 問い合わせ先」に記載の E-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、「4 応募資格」の各条件を満たす応募者について、経済産業省通商政策局特別通商交渉官並びに経済産業省及び外務省の担当官による審査委員会で(2)の審査基準に基づき審査を行い、決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、「1. 事業の目的」に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、下請負（請負業務の一部を第三者に請け負わせることをいい、請負その他の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪ 事業費総額に対する下請負費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「下請負費率が50%を超える理由書」（様式3）を作成し提出すること）。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で請負契約を締結することになります。なお、採択決定後から契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、請負契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、請負契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○契約書（役務請負契約条項）

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r5ukeoi_format.pdf

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例） 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費

	翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 下請負・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者の下請負するために必要な経費
Ⅳ. 一般管理費	請負事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、請負契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

10. その他

(1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、請負契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) 本事業は下請負費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
 （主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
 （主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
 （主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

(3) 請負費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（下請負先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該請負事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

1 1. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 通商政策局 G7貿易大臣会合準備室

担当：橋本

E-mail: hashimoto-yasuhiro@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「【質問】「G7大阪・堺貿易大臣会合の
運營業務一式」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合
があります。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

経済産業省 へ

2023年度「G7大阪・堺貿易大臣会合の運営業務一式」に係る申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	

受付番号	
※記載不要	

2023年度「G7大阪・堺貿易大臣会合の運營業務一式」に係る企画提案書

1. 事業の実施方法
<p>* 募集要領の2. 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。</p> <p>* 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。</p>
2. 実施スケジュール（1. の実施が月別に分かること）
3. 事業実績
<p>類似事業の実績</p> <p>・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）</p>
4. 実施体制
<p>* 各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定）</p> <p>* 下請負を行う場合は、下請負先の名称、業務内容及び業務範囲を明記すること（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、下請負をすることはできない）。</p> <p>* 事業費総額に対する下請負費の割合が50%を超える場合は、相当な理由がわかる内容（別添「下請負費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。</p> <p>※グループ企業との取引であることのみを選定理由とする下請負（下々請負及びそれ以下の請負を含む）は認めない。</p>
5. 情報管理体制
<p>* 情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）</p> <p>* その他原課において必要と判断する書類等</p> <p>* 受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等がわかる「情報取扱者名簿」を契約時に提出することを確約すること。（〇〇様式にて提示）</p>
6. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
<p>* 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業。労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は青少年の雇用</p>

<p>の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況</p> <p>* 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の策定状況（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）</p>	
<p>7. 事業費総額（千円）※記載している費目は例示。募集要領9.（1）経費の区分に応じて必要経費を記載すること。</p>	
I	人件費
II	事業費
	①旅費
	②会場費
	③謝金
	④補助職員人件費
III	下請負・外注費
IV	一般管理費
	小計
IV	消費税及び地方消費税
総額	千円（※総額は予定額の上限内に収めて下さい。）

下請負費率が50%を超える理由書

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

1. 件名

2023年度「G7大阪・堺貿易大臣会合の運営業務一式」請負事業)

2. 本事業における下請負を有する事業類型

※「10. その他(2)」に記載のある事業類型「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」のいずれかを記載してください。

※また、特段の定めがない場合は、「-」を記載してください。

3. 本事業における主要な業務(事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理)の内容

※「2. 本事業における下請負を有する事業類型」に対して、提案内容が合致する理由も含めてご記入ください。

「-」を選択した場合は、事業類型に合致する理由の記載は不要です。

<記載例>

本事業における主要な業務は、.....であり、その他関連業務として.....を実施する上で、事業類型(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)が示すように、(落札者)と請負、外注先の業務体系が(事業類型Ⅰ~Ⅲの内容)のような関係となる。

4. 下請負費率

※下請負(契約書上の下請負:第7条1項(消費税込み))÷総額(消費税込み)×100により算出した率。

●●. ●%

5. 下請負先（下々請負先及びそれ以下の請負先を含む）及び契約金額等

下請負名	精算の有無	契約金額（見込み）（円）	比率	下請負先の選定方法又は理由※	業務の内容及び範囲
【例】未定 [下請負先]	無	10,000,000	20.0%	相見積もり	・・・等の各種データ収集・提供
【例】〇〇（株） [下請負先]	有	20,000,000	40.0%	一者選定 理由：〇〇（株）については、・・・を実施出来る唯一の事業者であるため等。	コールセンター
【例】△△（株） [下々請負先]	無	2,000,000	—	〇〇	・・・
【例】□□（株） [下々請負先]	無	3,000,000	—	〇〇	・・・

※グループ企業との取引であることのみを選定理由とすることは認められません。

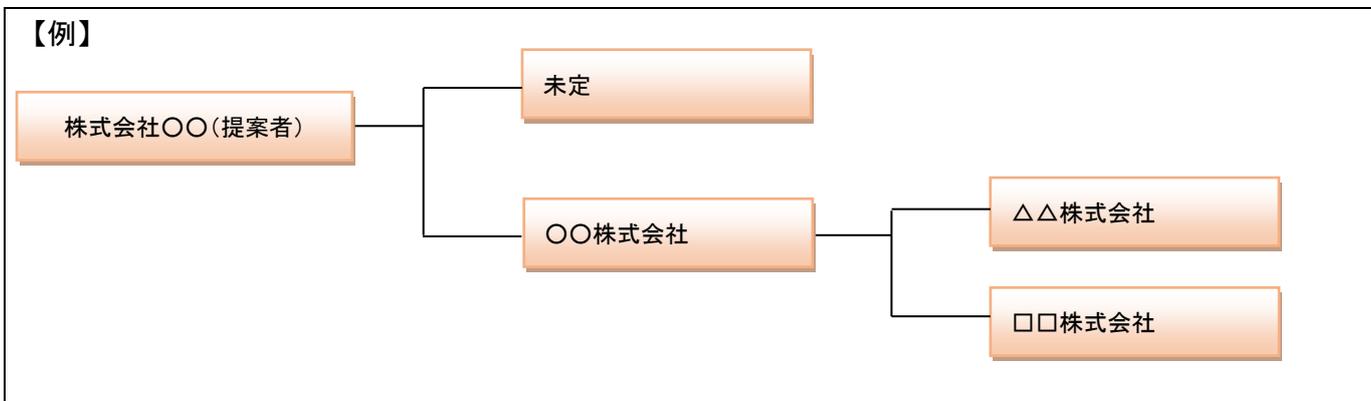
※金額は消費税を含む金額とする。

※下請負先、下々請負先及びそれ以下の請負先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、事業費総額に対する下請負の割合（下々請負先及びそれ以下の請負先は記入不要）

※一者選定の場合は、当該事業者でなければ事業を実施出来ない理由を記載すること。

6. 履行体制図



7. 下請負（下々請負及びそれ以下の請負を含む）が必要である理由及び選定理由

<記載例>

〇〇調査事業の性格上、・・・・・・の要素が、事業実施の上では必要不可欠であり、下請負・外注をせざるを得ない。その上、以下のような事業者へそれぞれ必要な内容の下請負・外注をする。また、（2. 記載の内容のとおり）については、同社で実施することで事業における主要な業務は、下請負・外注していない。

●●（株）：・・・・分野における各種データ収集・分析については、●●（株）の有する・・・・を活用して実施することが必要不可欠であるため、●●（株）に下請負する。

〇〇（株）：

△△（株）：

■■（株）：

▲▲（株）：

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
下請負先	F						

(※1) 請負事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

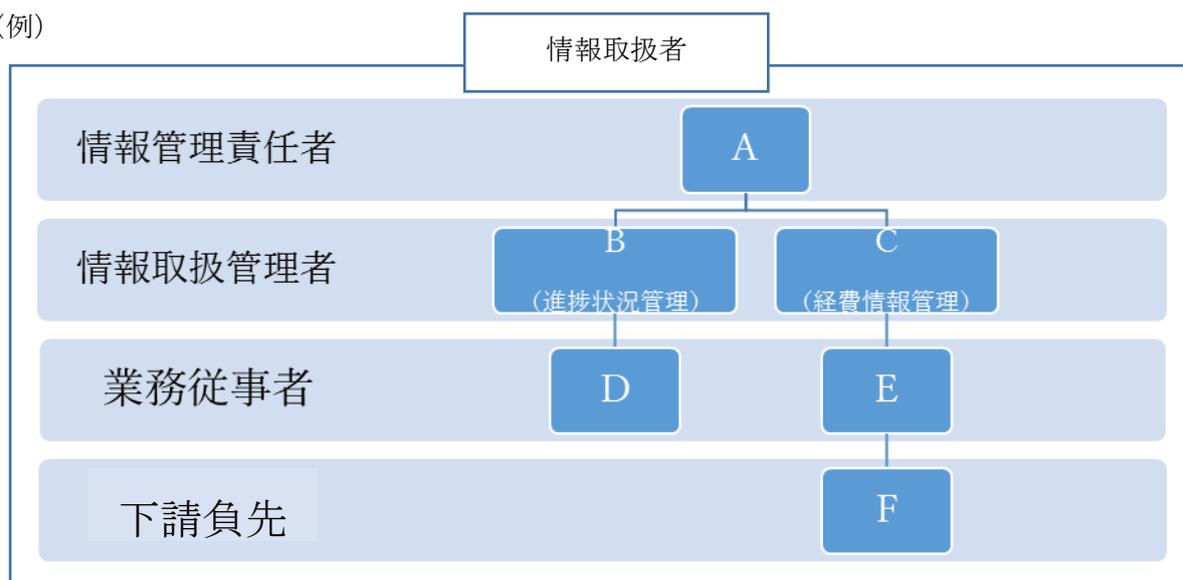
(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

(※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(下請負先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。